

通関士に対する懲戒処分について

標記のことについて、通関業法第35条の規定に基づき、
下記のとおり公告する。

記

(1) 通関士 西浦 勝

所属営業所 株式会社 JBC 本社営業所

処分内容 令和3年3月26日から令和3年6月23日まで
の間、通関業務に従事することの停止を命じる。

(2) 通関士 挽田 浩親

所属営業所 株式会社 JBC 本社営業所

処分内容 令和3年3月26日から令和3年6月23日まで
の間、通関業務に従事することの停止を命じる。

(3) 通關士 渡邊 恵一

所属営業所 株式会社 JBC 本社営業所

処分内容 令和3年3月26日から令和3年6月23日まで
の間、通關業務に従事することの停止を命じる。

(4) 元通関士 楊 雷

元所属営業所 株式会社 J B C 本社営業所

処 分 内 容 令和3年3月26日から令和3年6月23日まで

の間、通関業務に従事することの停止を命じる。

令和3年3月12日

大阪税関長 小 林 一 久